

伊勢市公報

第462号
令和7年2月5日
水曜日

目次

	頁
教育委員会規則	
○ 伊勢市子ども読書支援プロジェクト実証事業業務受託者選定委員会規則を廃止する規則	2
告示	
○ 放置自転車等の撤去及び保管について	4
○ 認可地縁団体の告示事項の変更について	6
上下水道事業告示	
○ 流域関連伊勢市公共下水道事業計画の変更に係る案の縦覧について	7
○ 伊勢市特定環境保全公共下水道事業計画の変更に係る案の縦覧について	9
○ 伊勢市下水道排水設備指定工事店の指定について	11

伊勢市子ども読書支援プロジェクト実証事業業務受託者選定委員会規則
を廃止する規則をここに公布する。

令和7年1月21日

伊勢市教育委員会

教育長 岡 俊 晴

伊勢市教育委員会規則第1号

伊勢市子ども読書支援プロジェクト実証事業業務受託者選定委員会
規則を廃止する規則

伊勢市子ども読書支援プロジェクト実証事業業務受託者選定委員会規則
(令和6年伊勢市教育委員会規則第6号)は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

伊勢市告示第 13 号

伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例(平成 25 年伊勢市条例第 19 号) 第 11 条第 2 項、第 12 条第 2 項及び第 13 条第 2 項並びに第 14 条第 1 項の規定により、放置されていた自転車等を撤去し、保管したので、同条第 2 項の規定により告示します。

令和 7 年 1 月 17 日

伊勢市長 鈴木 健 一

- 1 保管自転車等の種類、自転車等を撤去した日時、保管自転車等が放置されていた場所等

保管自転車等の種類	自転車等を撤去した日時	保管自転車等が放置されていた場所	台数
自転車	令和 6 年 12 月 19 日 午前 9 時	伊勢市駅周辺駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	10 台
〃	令和 6 年 12 月 19 日 午前 10 時 30 分	伊勢市駅北駐輪場 (伊勢市吹上 1 丁目地内)	9 台
〃	令和 6 年 12 月 20 日 午前 10 時 30 分	伊勢市岩淵 2 丁目地内	1 台
〃	令和 6 年 12 月 25 日 午前 10 時 30 分	伊勢市岩淵 2 丁目地内	1 台
計			21 台

- 2 保管場所

自転車等保管場所 (伊勢市二見町三津地内、伊勢市二見町西地内又は伊勢市御薊町高向地内)

3 保管期間

告示の日から60日間

4 保管期間経過後の措置

保管期間を経過してもなお保管自転車等を返還することができない場合は、伊勢市自転車等の放置防止及び適正な処理に関する条例第17条第1項の規定により、当該保管自転車等について廃棄等の処分をすることがあります。

5 連絡先

放置自転車等管理業務委託先 株式会社エボリューション

電話番号 080-1580-8974

伊勢市告示第 14 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 260 条の 2 第 11 項の規定により、
上地町東組から次のとおり変更の届出があったので、同条第 10 項の規定に
より告示します。

令和 7 年 1 月 22 日

伊勢市長 鈴木 健 一

代表者の氏名及び住所

変更前 亀 田 隆 弘

伊勢市上地町 1467 番地

変更後 齋 藤 達 友

伊勢市上地町 1448 番地 1

伊勢市上下水道事業告示第1号

下水道法(昭和33年法律第79号)第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、流域関連伊勢市公共下水道事業計画を変更したいので、下水道法施行令(昭和34年政令第147号)第3条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第3条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

令和7年1月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 下水道の種類

流域関連伊勢市公共下水道事業

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市役所本館1階上下水道窓口

小俣総合支所生活福祉課

御薊総合支所生活福祉課

4 縦覧期間

令和7年1月17日から令和7年1月30日まで(日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除

く。)

5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 問合せ先

伊勢市上下水道部下水道建設課 電話 0596-42-1530

伊勢市上下水道事業告示第2号

下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第6項において準用する同条第1項の規定により、伊勢市特定環境保全公共下水道事業計画を変更したので、下水道法施行令（昭和34年政令第147号）第3条の規定により、次のとおり当該事業計画の案を縦覧に供します。

なお、当該事業計画の案については、同令第3条の規定により、縦覧期間の満了日までに、伊勢市に意見書を提出することができます。

令和7年1月16日

伊勢市長 鈴木 健 一

1 下水道の種類

伊勢市特定環境保全公共下水道事業

2 変更する事項

縦覧に供する事業計画の図書において表示します。

3 縦覧場所

伊勢市上下水道部下水道建設課

伊勢市役所本館1階上下水道窓口

小俣総合支所生活福祉課

御薊総合支所生活福祉課

4 縦覧期間

令和7年1月17日から令和7年1月30日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除

く。)

5 縦覧時間

午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分まで

6 問合せ先

伊勢市上下水道部下水道建設課 電話 0596-42-1530

伊勢市上下水道事業告示第3号

伊勢市下水道排水設備指定工事店規程(平成17年伊勢市上下水道事業管理規程第2号)第3条第1項の規定により、伊勢市下水道排水設備指定工事店を次のとおり指定しましたので、同規程第13条第1項の規定により告示します。

令和7年1月28日

伊勢市長 鈴木 健 一

指定 番号	工事店名	所 在 地	指定年月日
442	Livetect	度会郡玉城町門前 419番地1	令和6年12月20日